

## 台風 14 号等による土砂災害に関する緊急の対応について

平成 16 年の台風 10 個の上陸、そして本年 9 月の台風 14 号は全国的に激甚かつ多数の土砂災害をもたらした。その台風 14 号災害では総雨量 1300 ミリ、時間雨量 50 ミリを超える大雨を九州東部を中心に記録した。被害は特に九州地方の中山間地での土砂災害が激甚であった。被害の特徴としては、土砂災害による死者・行方不明者が全体数 29 名中 22 名と多かったこと、そのうち 15 名が 65 才以上の高齢者であったこと、避難勧告の発令が少なかったことがあげられる。また、水源地域で大規模な崩壊及びそれに伴う河道閉塞も数多く見られる。

これらの被害の実態から、中山間地の土砂災害対策の問題点を明らかにし、今後の対策について検討を進めているが、現時点で明らかな緊急に解決すべき課題が見られるので、次期の台風・積雪等による土砂災害に備え下記の通り緊急に対応すべきである。

## 1 「避難勧告の発令」に必要な情報の提供

- ・土砂災害の予測は現時点では精度に限界があるが、ある程度の予測は可能である。都道府県は大雨洪水警報等とあわせ、「土砂災害警戒情報」（現在鹿児島県でのみ実施）や「土砂災害警戒避難基準雨量」の状況を市町村に対し、時間的推移や緊急性が分かるよう適宜、わかりやすく伝達すべきである。また、市町村はこれらの情報を参考に避難勧告を発令すべきである。なお発令に際しては、「土砂災害警戒避難基準雨量」の雨量観測地点の位置や、レーダー雨量計による雨域の情報、住民等からの前兆現象に関する情報等を参考に、避難対象地域を特定し、躊躇無く行う事が必要である。また、国や都道府県の砂防部局は地域住民を避難させるかどうか等について、市町村長からの問い合わせ等に対し適切なアドバイスをするシステムを構築すべきである。

## 2 災害時要援護者への対応

- ・市町村は、高齢者等の災害時要援護者の避難を考慮し、時間に余裕を見て避難勧告を行うため、避難準備情報を発令するべきである。そのため、地域防災計画を早期に改定し、避難準備情報を定める必要がある。また、災害時要援護者の避難行動の支援にあたっては、防災部局のみならず福祉部門との共同実施を行う等、十分な連携を図る必要がある。また、高齢者居住マップなどを利用して平常時から災害時要援護者の居住実態を把握しておく事が有効である。災害時要援護者への避難時の対応について地域の自主防災組織活動も含め、内閣府で作成された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に実施に向け検討すべきである。

### 3 土砂災害に関する情報伝達体制・機器の点検

- ・都道府県は土砂災害警戒避難基準雨量等の情報伝達が豪雨時に確実に行われるよう緊急に機器等の点検を行うこと。また、停電や電話の不通等豪雨時に想定される多くのトラブルに対し、予備電源を設ける等して、情報伝達の手段の二重化を行うなど補強すること。あわせて、情報機器が使用できない場合を想定したヒューマン・コミュニケーションによる情報の内容や伝達手法の検討も行う必要がある。

### 4 土砂災害に関する平常時からの備え

- ・土砂災害とはどのようなものか、その特性と前兆現象や、土砂災害が発生する雨量、さらに避難所の開設に関する情報等について、市町村はハザードマップを積極的に利用して土砂災害発生のおそれのある地区住民に少なくとも広報誌や回覧板等で緊急に周知する必要がある。また、緊急時に危険地域の住民に情報をダイレクトに周知するための防災行政無線等のシステムづくりを行うべきである。また、土砂災害危険箇所の現地調査を行う事が重要であり、その実施にあたっては、都道府県、市町村の土木部局のみならず、消防、警察、農地、林地関係部局と合同で実施するのが有効である。

### 5 大規模崩壊箇所への対応

- ・大規模崩壊箇所が数多くあることから、下流集落等への影響を考慮し、今後の崩壊拡大や流出土砂の状況について、当面二次災害の防止のために、国土技術政策総合研究所や土木研究所が実施する現地調査結果に基づくアドバイスを参考にするなどして、十分な監視体制を設けること。